

事務連絡  
令和2年4月2日

組合長各位

秦野伊勢原食品衛生協会  
会長 川口 浩太  
(会長印省略)

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の  
対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて (情報提供)

当協会の事業運営につきましては、日ごろから御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、令和2年4月2日付けで(公社)神奈川県食品衛生協会から別添のと  
おり事務連絡がありましたので、参考に送付いたします。  
貴組合員への情報提供をよろしくお願いいたします。

関係団体等の長あて農林水産省食糧産業局長他通知(令和2年3月13日付け)の概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者の報告が増加している状況に鑑み、食品製造業、食品流通業、卸売市場、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、感染拡大防止を前提として、従業員の健康保護とともに食料安定供給の観点から事業継続を図る際のポイントをまとめた標記ガイドラインを策定した。

(農林水産省ホームページ)

※ 食品産業事業者の皆様へ

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/index.html#c03](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c03)



食品産業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に  
関する基本的なガイドライン(PDF:239KB)



事務担当は、秦野伊勢原食品衛生協会  
平塚保健福祉事務所秦野センター内  
電話.0463(85)6260 FAX0463(85)6261

組合員各位

秦野伊勢原食品衛生協会  
会長 川口 浩太  
(会長印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について

当協会の事業運営につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、令和2年3月30日付けで(公社)神奈川食品衛生協会から別添のとおり、事務連絡がありましたので、貴組合員への周知をお願いいたします。

(厚生労働省事務連絡の概要)

新型コロナウイルス感染症に関しては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)において、市民や事業者の皆様には、最も感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)での行動を十分抑制していただくことが重要とされている。

また、若者世代は、新型コロナウイルスへの感染による重症化リスクは高くない一方、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が多く見られるとされている。いわゆる「ライブハウス」については、上記3つの条件が同時に重なる可能性があり、また、若者世代の利用が想定される場所であり、先般、大阪のライブハウスにおいて患者百名を超えるクラスター(患者集団)の発生が報告されている。

については、厚生労働省事務連絡の別添1の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析提言」の抜粋及び「感染症対策のあり方の例」を周知徹底いただきたい。

○ 厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染者対策専門家会議の見解等(新型コロナウイルス感染症)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)



新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言



事務担当は、秦野伊勢原食品衛生協会  
平塚保健福祉事務所秦野センター内  
電話 0463(85)6260 FAX0463(85)6261

組合長各位

秦野伊勢原食品衛生協会  
会長 川口 浩太  
(会長印省略)

食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について (通知)

当協会の事業運営につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記のことについて、令和2年3月27日付け神食協第181号で(公社)神奈川県食品衛生協会から別添のとおり通知がありましたので、貴組合員への周知をお願いいたします。

各都道府県等衛生主管部(局)長あて厚労省食品監視安全課長通知(令和2年3月25日付け薬生食監発0325第1号)概要

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、マスク及び消毒用アルコールが不足している状況を踏まえ、食品等事業者のマスクの着用及び手指等の消毒については、食品衛生上の危害の発生防止に十分留意しつつ、次の事項を食品等事業者に迅速に周知すること。

1 マスクについて

- (1) マスクが不足している場合は、食品衛生上のリスクの高い作業に従事する者に優先的にマスクの着用を求め、必要な衛生管理を確保すること。
- (2) 紙マスク等の使い捨てマスクではなく、布マスク等くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ目的を達成できる機能を有するものを代替して差し支えない。

2 アルコールについて

- (1) 手指の消毒が必要なときは、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な場合であること。また、必要に応じて使い捨て手袋を着用するなどにより、衛生管理を確保すること。
- (2) 施設設備及び機械器具の消毒においても、次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)、熱湯蒸気等により消毒を行うことが可能である。



事務担当は、秦野伊勢原食品衛生協会  
平塚保健福祉事務所秦野センター内  
電話 0463(85)6260 FAX0463(85)6261